

「住民監査請求」の内容と結果報告

平成 19 年 9 月 23 日
白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会

大変遅くなりましたが、調査・研究部：上田誠さんが5～6月にかけて取り組んだ「北アルプス広域連合職員措置請求」（住民監査請求）の内容と結果を報告します。

残念ながら、コンサルタント：日本技術開発(株)への委託の解除、連合長の返還請求は認められませんでした。

しかし、監査委員からは、北アルプス広域連合に対して下記枠内のような「事務処理に関する要望」3点が付記されました。私たちは、この中の特に2・3項について、その誠実な実行を北アルプス広域連合に強く望むものです。

監査結果は以上のとおりであるが、北アルプス広域連合における事務処理に関し、次のとおり要望するものとする。

- 1 随意契約の締結に際しては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に定める事由に該当するかどうかを十分吟味をし、透明性の確保に努める必要がある。
- 2 圏域住民に対して解りやすい内容の情報公開に心がける必要がある。
- 3 ごみ処理施設建設を進めるに当たっては、地元住民の理解と協力が何よりも重要であることから、疑念を抱かせることのないよう誠実に対応されたい。

目次

北アルプス広域連合職員措置請求書-----	2
住民監査請求書の補正の提出について-----	3
陳述書-----	6
住民監査請求に基づく監査結果について（通知）-----	9
住民監査請求監査結果報告書-----	10

*読みやすくするために編集してあります。また、3～8 ページでは、趣旨を変えない範囲で原文の文言を若干変えた箇所がありますのでご了承下さい。

北アルプス広域連合職員措置請求書

北アルプス広域連合長に関する措置請求の要旨

1、 請求の要旨

ごみ処理施設用地選定支援業務にたいし、2,940,000 円の支出がなされている。日本技術開発株式会社との「ごみ処理施設用地選定支援業務」の委託契約書にもとづく業務委託料である。

平成 18 年 11 月 9 日付の委託契約書である。

日本技術開発株式会社への委託の必要性及び効果が十分検討されないままに、委託契約をおこなったものであり北アルプス広域連合長として事務の執行においては最小の経費で最大の効果を挙げるべきものである規定の趣旨から大きく逸脱し、税金の無駄使い、業者への安易な垂れ流し、不当な支出であるので委託契約の解除、ならびに北アルプス広域連合長は支出額を北アルプス広域連合に返還することを求める。

あわせて、①ごみ処理施設基本計画策定業務委託契約

②循環型社会形成推進地域計画策定業務委託契約

の支出、それぞれ ①2,898,000 円 ②2,982,000 円についても、日本技術開発株式会社への委託の必要性及び効果が十分検討されないままに、委託契約をおこなったものであり北アルプス広域連合長として、事務の執行においては最小の経費で最大の効果を挙げるべきものである規定の趣旨から大きく逸脱し、税金の無駄使い、業者への安易な垂れ流し、不当な支出であるので委託契約の解除、ならびに北アルプス広域連合長は支出額を北アルプス広域連合に返還することを求める。

2、請求者

- ・住所 北安曇郡白馬村神城 18091
- ・職業 自営業
- ・氏名 上田 誠 印

3、地方自治法 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成 19 年 5 月 1 日

北アルプス広域連合監査委員 殿

別紙

- 1、ごみ処理施設建設用地選定支援業務委託契約書 写し 1 部
- 2、ごみ処理施設基本計画策定業務委託契約書 写し 1 部
- 3、循環型社会形成推進地域計画策定委託契約書 写し 1 部

住民監査請求書の補正の提出について

そもそも、用地選定の作業に、建設コンサルタント業者に、用地選定のために、支援業務委託をする必要があるのか。294 万円もの公金を支払ってまで、支援業務委託契約をすることは不当で、税金の無駄使いであります。

発注者の北アルプス広域連合においては、当該、「ごみ処理施設用地選定」の設討図書の作成能力がもち合わせていないゆえ、建設コンサルタント業者に支援を業務委託したものであると推測するところではありますが、そうであるならば、契約するまえに「見積書」の提出を受けて、見積書金額の妥当性を如何に判断されたのか、理解に苦しむところでもあります。誰が、どの様な根拠で、日本技術開発㈱で良し、と決められたのかお伺いします。

ごみ焼却場の用地選定のため、建設コンサルタント業者に 300 万円に近くのお金を惜しげもなく使う神経は考えられません。私ども住民には持ち合わせていません。

次に、「ごみ処理施設用地選定支援業務委託契約」が、随意契約でなされていますが、競争入札をなにゆえしなかったのですか。加えて、随意契約での見積書も 1 社、日本技術開発㈱のみからしかとらなかったのはどうしてでしょうか。

また、ごみ焼却場の用地選定の作業は「競争入札に適さないもの」と判断されて、1 社のみ見積書の提出で、日本技術開発㈱に決めて随意契約をされたのはどうしてですか。

どうして他の建設コンサルタント業者から見積書の提出をもとめなかったのですか。

続いて、ごみ焼却場の用地選定の作業が、「競争入札に適さないもの」と、誰が、どの様な考えで、判断されたのかお伺いします。憶測するに、その判断は非常に奇怪しい。地方自治法を曲解し、拡大解釈したものであると考えます。

参考までに、建設コンサルタント協会加盟の業者は東京都では 100 数十社あります。

長野県だけでも 13 社。今回の業者は日本技術開発㈱は東京本社の子会社です。東京本社の子会社が 100 数十社もあるなかで、どうして日本技術開発㈱、1 社を随意契約の相手方と選んだのか不思議でなりません。

少なくとも、建設コンサルタント協会加盟の業者、10 数社を指名して競争入札をすべきであったと考えますが如何でしょうか。

次に、当該の「見積書」について、ひとつの大きな疑念があります。情報公開条例に基づいて、ごみ処理施設用地選定支援業務の「見積書」の写しをいただきましたが、文書受付の収受印がありません。受付番号の記入も無け

れば、受付・年月日も有りません。庶務担当者の印も無く、係長、所長の印も有りません。

この「見積書」以外に、別な「見積書」が存在するのでしょうか。不可解な「見積書」です。

ちなみに、「ごみ処理施設基本計画等作成業務」の「見積書」(18年3月14日付)「循環型社会形成推進地域計画等策定業務」の「見積書」(18年4月7日付)も、文書受付の収受印が無く、受付番号の記入も無ければ、受付年月日も有りません。

これまた、庶務担当者の印も無く、係長、所長の印も有りません。参考までに、情報公開条例に基づいて、ごみ処理施設用地選定支援業務の「完了届」の写しをいただき手元にありますが、これにはきちんと、文書受付の収受印が有り、受付番号記入も有り、受付年月日も有ります。庶務担当者の印も、係長、所長の印も有ります。

同様に、「ごみ処理施設基本計画等作成業務」の「完了届」(19年3月30日付)「循環型社会形成推進地域計画等策定業務」の「完了届」(19年3月30日付)には文書受付の収受印があります。受付番号の記入もあり、受付年月日も有り、庶務担当者の印も有り、係長、所長の印も有ります。

官製談合の疑いをもつにまでいたりませんが、また同時に、建設コンサルタントの業者の談合の疑いをもつにまでいたりませんが、公金の節約、税金の不当な使われ方に、十分綿密な監査をおねがいするしだいでありませぬ。

一方、ごみ処理施設用地選定委員会は18年5月30日に第1回の会合が開催されています。

その後、4ヶ月後9月5日にやっと、第2回の会合がもたれています。第3、4回の会合を重ね、18年11月9日に、日本技術開発KKにごみ処理施設用地選定支援業務の委託契約を、北アルフス広域連合長はおこなっています。

日本技術開発(株)との委託契約書は、A4版、13ページに及び膨大なものですが、「ごみ処理施設用地選定」「ごみ処理施設」「用地選定」などの言葉が1言1句も著されていない、不透明、ズサン、どんな業務でも適用される契約書内容です。

- ①証拠書類 ごみ処理施設用地選定支援業務委託契約書
- ②証拠書類 ごみ処理施設基本計画等作成業務委託契約書
- ③証拠書類 循環型社会形成推進地域計画等策定業務委託契約書

*①,②,③,を提出していますが、全て同じもの、同文1言1句も違っていません。

- ①,②,③,それぞれの業務委託の金額は ① 2,940,000
- ② 2,898,000

③ 2,982,000

①,②,③, はそれぞれ業務内容が異なります。奇妙に、300 万円に近似した金額で業務委託契約がなされています。

また、それぞれ業務内容が異なるにもかかわらず、特定の 1 社と随意契約をしています。

そして、①,だけは、見積書を 2 回、取り寄せています。②,③,は、1 回のみのお見積書です。

それぞれ業務内容が異なるにもかかわらず、契約金額が奇妙に 300 万円に近似し、②,③,は、1 回のみのお見積書です。誰が、どの様な考えで、日本技術開発(株)を決めたのかお教え頂きたい。

地方自治法に、随意契約の定めがありますが、当該①,②,③,3 つの業務委託契約は地方自治法に違反したものであり、北アルプス広域連合長は、この当該①,②,③,3 つの業務委託契約金を北アルプス広域に返還することを求めます。

また、地方公務員法第 30 条、および、32 条にも違反した事務執行をおこなっているといえざるを得ません。

しかるに、独占禁止法にもふれるかの、事務執行をおこなっているのではとの疑念を抱きつつ筆をおきます。

以上、事実証明書を添えて、住民監査請求書の補正をいたします。

- ①証拠書類 ごみ処理施設用地選定支援業務委託契約書 1 部
- ②証拠書類 ごみ処理施設基本計画等作成業務委託契約書 1 部
- ③証拠書類 循環型社会形成推進地域計画等策定業務委託契約書 1 部
- ④証拠書類 ごみ処理施設用地選定支援業務見積書 2 通
- ⑤証拠書類 ごみ処理施設基本計画等作成業務見積書 1 通
- ⑥証拠書類 循環型社会形成推進地域計画等策定業務見積書 1 通

平成 19 年 5 月 16 日

北安曇郡白馬村神城 18091 上田 誠

陳述書

北アルプス広域連合監査委員 殿

白馬村神城 18091

上田 誠

- (1) 業者選定にあたっては指名競争入札を原則としてすべきであり、随意契約を選定するにおいても、数社から見積もり書を取り寄せるべきである。

ごみ処理施設用地選定支援業務の業者委託をするにあたり、指名業者選定委員会において、公共工事発注の適正化のための指名競争入札制度を形骸化し、随意契約を選定したことに、大いに疑義を抱くものであります。

北アルプス広域において、今回のごみ処理施設用地選定支援業務の業者委託にあたり競争入札に適しないものと判断したとしても、二、三社から見積もり書を提出していただいて、十分な比較、検討をおこない、業者選定をすべきである。

数社からの見積もり書を取り寄せること。この一番大切な手続き、事務遂行作業を怠ったところに、問題あり、様々な疑念が生じたものであります。

中身にふれます。

参考していただきたいのは、最高裁判例=昭和 62 年 3 月 20 日を示します。

■「令一六七条の二にいう――その性質又は目的が競争入札に適しないものをするときに該当するか否かは、普通地方公共団体の契約担当者が、契約の公正および価格の有利性を図ることを目的として、普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、その合理的な裁量に基づいて判断すべきものと解するのが相当である」

当該契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らしまたはその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体も増進につながる場合には、右契約の締結は、令一六七条の二にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当する。

指名業者選定委員会の随意契約とする理由が縷々述べられていますが、

- ① 当該業者が、「――管内の状況に熟知――」とあるが、管内の状況に熟知と何をさすのか、顔見知りがあるにすぎないのでは？

何をもちて熟知をいうのか。文献資料は用地選定は、法的規制、候補地としての除外条件や選定手順の設定について、公明でわかりやすいことが求められるものであり、本広域連合の自然条件や社会条件等十分考慮しながら条

件を設定されるものである。

管内の状況等は村誌など重要な文献資料をまずは手に入れ用地選定の条件設定づくりをすすめるものである。ゆえ、感精的、馴れ合いの熟知など無用であり有害さえももたらすものであると考える。

- ② また、「———ごみ処理基本計画策定及び地域計画策定業務委託中でありごみ処理基本計画策定及び地域計画策定業務委託中であり、別業者と平行して業務を遂行することは困難である」とも述べられているが、別の業務委託をするのに、当該業者と別業者と平行して業務を遂行することはすることは困難であるとの、判断自体が、他の業者を排除し、公正な競争を阻害するものであって、公共工事発注の適正化のための指名競争入札制度を否定するものである。誰がどのような思いで判断されたのか？

ごみ処理基本計画策定と地域計画策定業務は別の業務内容であり、現にごみ処理基本計画策定は、当該業者そのものが、二名の学者に謝礼金を支払い監修、策定をしたものである。

- ③ さらに、「———他業者より経費節減が望めること」と述べられているが、他業者から見積もりを取り寄せると、どうして当該 1 社のみで見積もりで他業者より経費節減が望めるのか、不思議であり到底理解出来ません。当該業者との馴れ合い、談合あり？と疑義を抱くものであります。

地方公共団体の業務の発注に際しては、官製談合しかり、業者談合は許されないものであり、税金を食い物にした不正不法行為です。

独占禁止法・不当な取り引き制限に該当するのではと疑念を抱きつつ監査委員諸氏の厳密適正な監査をおねがいします。

- (2) ゴミ焼却場から排出される「大気汚染」が心配です。

健康被害と農作物被害を非常に懸念し将来にわたり不安にたえません。

ゴミ焼却場から排出される「大気汚染」が心配です。

白馬村の「風」の具合と「大気汚染」とは密接に関係します。

ごみ処理施設用地選定支援業務の当該業者は、白馬村の「風」の具合を一番大切に検討調査しなければならない筈です。

にもかかわらず、「主な質問———広連合の考え方」Q31.A31 で、松本市の気象データのシミュレーションなど如何に参考になるのか。見当違いも甚だしいと思います。

このようなレベルのコンサル業者に多大なお金を支払い業務委託したことに北アルプス広域連合長は説明責任を明らかにすべきであります。

参考までに、白馬村誌

第 2 章 気象、第 2 節 気象の諸要素、4 風 P209—

4 風

周囲を山に囲まれた白馬の盆地の風は弱い。

暖候期の南寄りの一般風は、そのものが弱い上にこの方向には幾重にも山々が起伏しているから、風が入りにくい。

一方、寒候期は、北西の一般風が強く、この風の方向は、海が近く白馬連峰が一重間に立ちはだかっているのみだが、高さ 3000m 級で気流そのものを遮断してしまっており、姫川の谷筋のみが風の通り道である。

姫川沿いの走行はほぼ南北で、風の季節である冬の風向(北西)と一致しない分、風速も弱められるのである。

かくの如く「白馬村誌」に記述されてある。白馬村誌の「風」の一部の記述である。「白馬の風」「白馬の強風」などなども。

気象学と方言では、「滝沢の滝の音がよく聞こえると雨」(神城)

「夕方大町のポー(サイレン)が聞こえると明日は雨」な

どの記載もある。

- 1、指名業者選定調書 写し
- 2、最高裁判例=昭和 62 年 3 月 20 日 一部分写し
- 3、証拠書類 白馬村誌 一部分写し

平成 19 年 6 月 5 日



北ア広19総第55号
平成19年6月29日

北アルプス広域連合職員措置請求者
上 田 誠 様

北アルプス広域連合監査委員 荻 久 保
同 飯 鳶 楯



住民監査請求に基づく監査結果について (通知)

平成19年5月1日付提出のあった住民監査請求については、地方自治法
第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり監査結果を通知します。

記

1. ごみ処理施設用地選定支援業務等に関する
監査結果報告書 1部

住民監査請求監査結果報告書

北アルプス広域連合監査委員

監査結果報告書

ごみ処理施設用地選定支援業務等の委託契約の解除及び支出額の返還を求める住民監査請求監査結果

第1. 請求の受付

1. 請求人

住 所 北安曇郡白馬村大字神城18091番地
氏 名 上田 誠

2. 請求書の提出

請求書の提出は、平成19年5月1日である。

3. 監査請求書の補正

平成19年5月9日付にて請求内容の一部を補正するよう通知し、同年5月16日に請求書の一部が補正された。

4. 請求の受理

本請求書については、平成19年5月17日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の法定要件を具備しているものと認め、これを受理した。

5. 請求の要旨

ごみ処理施設用地選定支援業務に対し、2,940,000円の支出がなされている。日本技術開発株式会社との「ごみ処理施設用地選定支援業務」の委託契約書に基づく業務委託料である。平成18年11月9日付の委託契約書である。

日本技術開発株式会社への委託の必要性及び効果が十分検討されないままに、委託契約を行ったものであり北アルプス広域連合長として事務の執行においては最小の経費で最大の効果を挙げるべきものである規定の趣旨から大きく逸脱し、税金の無駄使い、業者への安易な垂れ流し、不当な支出であるので委託契約の解除、並びに北アルプス広域連合長は支出額を北アルプス広域連合に返還することを求める。

併せて、①ごみ処理施設基本計画等策定業務委託契約②循環型社会形成推進地域計画策定業務委託契約の支出、それぞれ①2,898,000円②2,982,000円についても、日本技術開発株式会社への委託の必要性及び効果が十分

検討されないままに、委託契約を行ったものであり北アルプス広域連合長として、事務の執行においては最小の経費で最大の効果を挙げるべきのものである規定の趣旨から大きく逸脱し、税金の無駄使い、業者への安易な垂れ流し、不当な支出であるので委託契約の解除、並びに北アルプス広域連合長は支出額を北アルプス広域連合に返還することを求める。

6. 事実を証する書面

- 事実証明書 1 ごみ処理施設用地選定支援業務委託契約書 写し1部
- 事実証明書 2 ごみ処理施設基本計画等策定業務委託契約書 写し1部
- 事実証明書 3 循環型社会形成推進地域計画策定業務委託契約書 写し1部
- 事実証明書 4 ごみ処理施設用地選定支援業務見積書 写し2通
- 事実証明書 5 ごみ処理施設基本計画等作成業務見積書 写し1通
- 事実証明書 6 循環型社会形成推進地域計画等策定業務見積書 写し1通

第2. 監査の実施

1. 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) ごみ処理施設用地選定支援業務委託の関係について検証
- (2) ごみ処理施設基本計画等策定業務委託について検証
- (3) 循環型社会形成推進地域計画策定業務委託について検証

以上3件について、必要性及び効果並びに、損害賠償責任が発生するかどうかについて検証

2. 監査対象部局及び事情を聴取した職員

所長	嶺村 佳正
総務課ごみ処理広域化推進係長	白澤 俊之

3. 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成19年6月5日、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。新たに3部の証拠が、追加提出された。

4. 監査の期間

平成19年5月1日から同年6月29日

第3. 監査の結果

本件請求については、監査の結果、合議により棄却することに決定した。

理由

まず、ごみ処理施設基本計画等策定業務委託契約(契約年月日：平成18年3月14日)及び循環型社会形成推進地域計画策定業務委託契約(契約年月日：平成18年4月7日)については、それぞれ委託契約年月日が地方自治法第242条第2項「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」の条文により当該行為のあった日より1年以上であり、また、正当な理由があるかどうかは請求書等により証明されていない。よってこの2件については今回の監査対象外である。

次に、ごみ処理施設用地選定支援業務委託契約について、監査対象とし必要性及び効果について検証すると、北アルプス広域連合においてごみ処理施設建設事業を行うのに際して、その建設用地を法的制約条件及び物理的条件等の諸条件を考慮のうえ建設に適すると想定される複数の候補地を抽出し、本事業計画における最適な建設用地を総合的な見地から選定し、ごみ処理施設用地選定委員会での検討結果を踏まえるとともに、~~検討内容を構成市村及び用地周辺住民に報告する住民説明会を行う事業~~である。用地選定を進めるに当たっては、事務局の現行の職員体制(1.5人)では非常に厳しさがあリ専門性も必要なため、外部に委託発注は妥当であったと思料される。

また、契約については随意契約ではあるが、業者は、公募型プロポーザルにより、平成16年度ごみ処理広域化基本計画策定及び適地選定業務委託業者である。

この業者は、前項契約施行において成果品等は期間内に仕様書どおり提出されていることから、資力、信用、技術、経験等を有し、(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」)の条項を適用し、さらにまた、昭和62年3月20日最高裁判決の「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項一号に掲げる場合に該当するものと

解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」等を鑑みて、契約担当者の合理的な裁量判断による随意契約行為は妥当であると判断する。

随意契約書の見積書の徴取については、※1 大町市財務規則第119条の2第1項第1号「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき」の条項を適用し、1社から見積書を徴したものである。また、入札予定価格設定に用いた、A社による実施設計額3,570,000円より安価な2,940,000円(17.6%減)で契約となったことからして、価格は適性であると思料し、北アルプス広域連合への損害は発生しないと判断する。

さらにまた、平成6年9月8日最高裁判決の「違法、不当な事出があるとしても、それが地方公共団体に損害をもたらすような関係にはないことが明らかであって住民監査請求の対象となる行為等には該当しない。」との主旨を合わせ考慮すると、本件は、損害賠償責任は発生しないと言ふべきである。

上記により本件請求については、請求に理由がないものと判断し棄却する。

監査結果は以上のとおりであるが、北アルプス広域連合における事務処理に関し、次のとおり要望するものとする。

- 1 随意契約の締結に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定める事由に該当するかどうかを十分吟味をし、透明性の確保に努める必要がある。
- 2 圏域住民に対して解りやすい内容の情報公開に心がける必要がある。
- 3 ごみ処理施設建設を進めるに当たっては、地元住民の理解と協力が何よりも重要であることから、疑念を抱かせることのないよう誠実に対応されたい。

※1 北アルプス広域連合財務規則(平成12年規則第30号)第4条に定める事項を除き、北アルプス広域連合の事務所の所在する市町村の例によるものとする規則(平成12年規則第15号)に基づき、財務に関する事項については、大町市財務規則(昭和55年大町市規則第2号)を準用する。